

# 鶴岡市飲食店等緊急支援金

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う忘年会・新年会・会合等の自粛により影響を受けている飲食店等に対し、事業継続のため飲食店等緊急支援金を支給します。

支給額	1店舗につき <b>20万円</b>
交付対象者 (右記すべてに該当する者)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 鶴岡市内に交付対象となる店舗を有する事業者及び個人事業主（移動販売事業者は除く）</li><li>● 交付申請の時点で支援金受給後も営業を継続する意思がある方</li><li>● 市税の滞納がない方</li></ul>
交付対象となる店舗の要件 (右記すべてに該当する店舗)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 令和2年12月1日時点で営業していること</li><li>● 日本標準産業分類の中分類「76 飲食店」「77 持ち帰り・配達飲食サービス業」「79 その他の生活関連サービス業のうち結婚式場業」または「58 飲食料品小売業*」のいずれかに該当する店舗で、「飲食店営業許可」「喫茶店営業許可」または「そうざい製造業許可」のいずれかの許可を受けていること</li><li>● 業種ごとの「感染症拡大防止ガイドライン」に沿って、感染拡大防止対策を実施していること</li></ul> <p>*セルフサービス方式の小売り及び売り場面積250㎡以上の店舗は除く</p>

## 申請書類

- ✓ 鶴岡市飲食店等緊急支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）及び確認・同意書（様式第2号）
- ✓ 店舗ごとの食品衛生許可証の写し  
「飲食店営業許可」「喫茶店営業許可」または「そうざい製造業許可」のいずれか
- ✓ 振込先口座がわかる通帳の写し  
振込先の口座情報がわかる箇所のコピーを添付してください。
- ✓ 申請者が確認できる書類  
法人：令和元年分の確定申告書の写しまたは法人登記の写し  
個人事業主：運転免許証、マイナンバーカードなど写真付きの公的身分証明書の写し

## 申請方法

感染症の拡大防止のため、原則として**郵送**での申請をお願いいたします。

郵送先 〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号  
鶴岡市役所 食文化創造都市推進課内  
鶴岡市飲食店等緊急支援金給付事務室 宛

## 申請期限

**令和3年2月26日（金）**

お問い合わせ先 鶴岡市役所 食文化創造都市推進課内  
鶴岡市飲食店等緊急支援金給付事務室（5F 502会議室）  
電話 0235（25）2111 内線582、583